

大雨特別警報時の農業用ため池緊急点検等要領

第1章 総則

1.1 趣旨

本要領は、農業用ため池に関して、大雨特別警報発表後の緊急点検等を中心に、平時からの防災体制の整備、同警報発表前の事前防災・減災対策について、その管理者及び市町村が遵守すべき事項を定めるものである。

(解説)

本要領は、梅雨期及び台風期における豪雨に備え、農業用ため池に関して、大雨特別警報が発表された後の緊急点検等の実施手順等を定めるとともに、平時から豪雨への防災体制の整備及び同警報が発表される前の段階での事前防災・減災対策について、その管理者及び市町村が遵守すべき事項を具体的に定めるものである。

なお、緊急点検等を行う場合には、身の安全を十分に確保して実施するものとする。

1.2 適用範囲

1.2.1 対象ため池

本要領の対象とするため池（以下「対象ため池」という。）は、防災重点ため池とする。

(解説)

- (1) 本要領における農業用ため池とは、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」（平成31年法律第17号）第2条に基づき、農業用水の供給の用に供される貯水施設（河川法（昭和39年法律第167号）第3条第2項に規定する河川管理施設であるものを除く。）であって、同法施行規則（令和元年農林水産省令第9号）第2条に定める要件に該当する施設とする。
- (2) 農業用ため池のうち、「平成30年7月豪雨等を踏まえた今後のため池対策の進め方」（平成30年11月13日付け30農振第2294号防災課長通知）に定める選定基準に基づき、都道府県が選定した防災重点ため池を本要領の対象とする。
- (3) 防災重点ため池以外の農業用ため池のうち、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条に規定する「都道府県地域防災計画」又は第42条に規定する「市町村地域防災計画」に位置づけられている農業用ため池をはじめ、都道府県及び市町村が必要と認めるものについては、必要に応じて本要領を準用されたい。

1.2.2 対象災害

本要領の対象とする災害は、大雨特別警報に係る大雨とする。

(解説)

- (1) 気象庁は、大雨、地震、津波、高潮等により重大な災害の起こるおそれのある時に、警報を発表して警戒を呼びかけているが、警報の発表基準をはるかに超える大雨や大津波等が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合に、特別警報を発表し、最大級の警戒を呼びかける運用を平成25年8月に開始している。

- (2) 大雨については、①台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合、②数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合のいずれかにおいて、大雨特別警報が発表されることとなっている。
- (3) 本要領は、このような大雨特別警報の発表基準となる大雨を対象に適用するものとする。
- (4) 都道府県及び市町村は、大雨特別警報が発表された時は、点検対象ため池を速やかに把握する。把握に当たっては、ため池防災支援システム（URLを後述）における点検対象ため池の抽出機能を活用することができる。また、地方農政局農村振興部防災課（北海道にあっては農村振興局整備部防災課、沖縄県にあっては沖縄総合事務局農林水産部農村振興課。以下「地方農政局等」という。）は、様式－1により管内の点検対象ため池数を集計するものとする。

第2章 防災体制の整備

2.1 役割分担等

対象ため池の管理者及び対象ため池が所在する市町村（以下「管理者等」という。）は、事前防災・減災対策及び緊急点検等の役割分担をあらかじめ明確にしておくとともに、臨機応変な対応が出来るよう連絡体制を整備するものとする。

（解説）

- (1) 管理者等は、あらかじめ第3章の事前防災・減災対策及び第4章の緊急点検等の役割分担（点検、監視、放流、応急措置、情報連絡、関係機関との調整等）を定めるものとする。
- (2) また、個人情報取り扱いに注意しつつ、役割分担に係る関係者及び報告先について、連絡体制をあらかじめ整備するものとする。

2.2 ため池の点検・整備等

管理者等は、平時から対象ため池の点検・整備を行うとともに、低水位管理のルールをあらかじめ定めることにより、異常の早期発見や堤体の決壊防止に努めるものとする。

（解説）

- (1) 管理者等は、「ため池管理マニュアル」（平成27年10月 農林水産省農村振興局整備部防災課）及び「ため池の洪水調節機能強化対策の手引き」（平成30年5月 農林水産省農村振興局整備部防災課）等に基づき、平時から豪雨による対象ため池への被災の可能性を予測して、上流の山林の状況の確認や洪水吐き、取水設備（斜樋、底樋）及び堤体の点検・整備を行うとともに、洪水吐きの閉塞等の原因となる貯水池内の流木、浮遊物を除去しておく等の対策に努めるものとする。
- (2) また、対象ため池の貯留水は、降雨前の事前放流、空き容量を確保する低水位管理のルールをあらかじめ定めておくことが望ましい。
- (3) さらに、降雨前の段階的な管理のみならず、かんがい期、非かんがい期の期別毎に、低水位管理の水位設定を行うことも検討することが望ましい。

2.3 緊急点検等のルート及び手順

管理者等は、対象ため池の緊急点検等のルート及び点検項目毎の手順について、あらかじめ定めるものとする。

(解説)

管理者等は、対象ため池について、大雨特別警報が発表された時に迅速に対応できるよう、あらかじめ誰でも分かるような点検ルート（点検順路及び順路が被災した場合の迂回路）及び点検項目毎の手順（点検箇所、点検順序等）を定めるものとする。

2.4 訓練

管理者等は、対象ため池の事前防災・減災対策及び緊急点検等に備えて、年1回程度の頻度で、関係者の招集、点検、報告等に係る訓練の実施及び必要な研修への参加に努めるものとする。

(解説)

管理者等は、緊急点検等に備えて豪雨災害訓練実施計画を作成し、年1回程度の訓練の実施及び必要な研修への参加に努めるものとする。また、訓練後は、参加者によるミーティングで課題等を明らかにし、必要に応じて実施体制の改善を図るものとする。

なお、農林水産省が日程調整の上、ため池防災支援システムを活用し、対象ため池の抽出や緊急点検結果の報告を行う訓練を年1回行うこととしており、その機会と合わせて上記の取組を推進することが望ましい。ため池防災支援システムを活用した訓練については、「農業用ため池緊急点検実地訓練要領」（令和2年4月1日付け元農振第3726号農村振興局整備部防災課長通知）により実施するものとする。

第3章 事前防災・減災対策

3.1 事前放流及び低水位管理

管理者等は、大雨特別警報が発表される前の段階から、降雨予測等を基に、対象ため池の貯留水を事前に放流し、空き容量を確保することに努めるものとする。

(解説)

- (1) 降雨前に対象ため池に空き容量（流入する洪水を貯留する容量）を確保することは、降雨時の流出を抑える洪水調節の効果だけでなく、対象ため池の決壊を防止する減災の効果も期待できる。
- (2) このため、大雨特別警報が発表される前の段階から、管理者等は、2.2のため池の点検・整備等に基づき定めた低水位管理のルールや降雨予測等を考慮して、「ため池の洪水調節機能強化対策の手引き」に基づき、対象ため池の貯留水を事前に放流し、空き容量を確保することに努めるものとする。
- (3) なお、ため池防災支援システムにおいて、現在時刻から6時間後までの積算雨量が80mmを越えると予想される場合にメール配信設定することで、豪雨の予測に活用可能である。

3.2 大雨特別警報発表前の監視

大雨特別警報が発表される前であっても、大雨による被災が予測される場合に、対象ため池の堤体の変状や水位の監視に努めるものとする。

対象ため池の堤体に変状が発生したり、危険水位に達するおそれがある場合には、速やかにあらかじめ定められた連絡体制に基づき、連絡するものとする。

(解説)

管理者等は、気象庁から大雨特別警報が発表される前であっても、気象予報により、対象ため池への被災の可能性が予測される場合には、身の安全を十分に確保しつつ、対象ため池の監視を行い、ため池に変状（堤体の変状（亀裂、沈下等）、堤体下流面からの漏水等）が発生したり、危険水位（これ以上水位が上がるとため池が決壊するおそれがある水位）に達するおそれがある場合には、関係集落、消防団等に急報することとする。

第4章 緊急点検等

4.1 緊急点検体制の確立

管理者等は、大雨特別警報が発表された場合に、あらかじめ定められた連絡体制に基づき、速やかに関係者に連絡し、ため池の緊急点検体制を確立するとともに、対応能力を超えるような災害が見込まれる場合には、都道府県等に対して支援の要請を行うものとする。

(解説)

- (1) 管理者等は、気象庁から大雨特別警報が発表された場合には、あらかじめ定められた連絡体制に基づき、速やかに関係者に連絡し、点検者や点検結果の報告体制の確認等を行いたため池の緊急点検等の体制を確立する。
- (2) なお、予測される災害に対して必要な体制がとれず、支援が必要である場合には、都道府県等に支援要請を行うものとする。

4.2 緊急点検

確立した緊急点検体制に基づき、身の安全を十分に確保しつつ、速やかに対象ため池の緊急点検を実施するものとする。

緊急点検は、対象ため池の堤体、洪水吐き、取水設備、周辺の地山等の状況について、目視による外観点検を主とするものとする。

(解説)

- (1) 緊急点検に当たっては、身の安全確保に最大限注意を払い、大雨特別警報が解除され次第、速やかに実施するものとするが、引き続き土砂災害の発生等のおそれがあるため、緊急点検を行うことが危険と判断される場合には、安全が確保され次第、実施するものとする。
- (2) 緊急点検は、目視点検を主体とし、特に被害の有無、程度、緊急度に重点を置いて行い、ため池管理アプリ等又は様式-2、3に記録するものとする。管理者等において緊急点検を行うことが困難な場合には、都道府県等の支援を受けつつ行うものとする。
- (3) なお、道路の通行止め等により緊急点検ができない場合は、可能な範囲でドローンや大雨後に撮影された航空写真を活用し、被災の有無を確認するものとする。農林水産省

において貸出可能なドローンについては、各地方農政局土地改良技術事務所に確認されたい。

4.3 応急措置

緊急点検の結果、対象ため池の安全管理上必要があると認められた場合には、管理者等は、緊急放流等の応急措置を行い、対象ため池の安全性を確保するものとする。

(解 説)

(1) 緊急放流

豪雨により対象ため池の堤体に亀裂、漏水等の被害が発生していることが緊急点検の結果判明した場合には、管理者等は、事前放流による水位低下に加え、緊急放流により速やかに貯水位を下げるものとする。

管理者等は、緊急放流を行う場合には、対象ため池の下流集落や市町村等の関係機関と十分に連絡調整を行うものとする。

なお、農林水産省において貸出可能な排水ポンプについては、各地方農政局土地改良技術事務所に確認されたい。

(2) 応急対策

緊急点検の結果、豪雨により対象ため池の堤体等に亀裂、漏水、沈下、法面の孕みだし、洪水吐きの閉塞等が確認された場合には、管理者等は、押え盛土、土のう積み、ブルーシート掛け、洪水吐きの閉塞物除去等の応急対策を実施するものとする。

(3) 安全対策

緊急点検の結果、対象ため池に被害が確認され、下流等への被害が予測される場合には、管理者等は、関係集落、消防団等に急報することとする。

4.4 緊急点検結果の報告

市町村は、緊急点検の結果を原則としてため池防災支援システムにより速やかに報告するものとする。また、都道府県は、緊急点検の実施状況や被災状況を適時適切に把握するものとする。

(解 説)

(1) 市町村は、緊急点検の結果（市町村以外の管理者が実施したものを除き、ため池管理アプリにより記録されたものを除く。）をため池防災支援システムにより速やかに報告するものとするが、これにより難しい場合は、様式－２、３により都道府県を通じて地方農政局等にメール、ファックス等により速やかに報告するものとする。なお、様式－２、３の内容を確認できるものであれば、様式は問わない。

(2) 様式－２、３による報告に当たっては、ため池の被害の有無に関わらず、原則として様式－２により速報し、その後、被害が確認されたため池について、様式－３により被害の詳細を報告するものとする。

(3) 地方農政局等は、緊急点検の実施状況について、様式－１により集計するものとする。

また、大規模災害時に複数箇所では被害が発生した場合においては、必要に応じて都道府県に確認しつつ、ため池毎の被災・対応状況を様式－４により整理するものとする。

4.5 監視体制の強化

大雨特別警報に係る大雨により対象ため池に被害が発生した場合には、これ以降の大雨等による二次災害を防止するため、管理者等は、気象及び水象の情報収集に努めるなど、監視体制を強化するものとする。

(解 説)

- (1) 大雨特別警報の発表基準となる大雨により、対象ため池の堤体に亀裂、漏水等の被害が発生した場合に、その後も大雨が継続して降り続くとすれば、対象ため池の堤体が決壊し、下流の住宅等への二次災害が発生するおそれがある。
- (2) このため、管理者等は、対象ため池に被害が発生した場合には、これまで以上に気象及び水象の情報収集に努め、対象ため池の更なる被害拡大の予兆を把握し、必要に応じて、関係集落、消防団等との連携を図るとともに、応急対策を適切に行うことにより、二次災害の防止に努めるものとする。
- (3) 情報収集の方法としては、テレビ、ラジオ、インターネット等があるが、特にインターネットでは、各府省が防災に関する情報を発信しているため、管理者等は、これらを活用して情報収集されたい。
- (4) 情報通信技術（ICT）を活用することにより、カメラ等で遠隔地からため池の状況を迅速に確認することができることから、導入を推進するとともに、適切に活用されたい。

<情報収集先の例>

①内閣府

各自治体の防災情報（都道府県の防災ホームページ一覧）

<http://www.bousai.go.jp/simulator/list.html>

②国土交通省

川の防災情報（河川の水位と雨量の状況）

<https://www.river.go.jp/kwabou/ipTopGaikyo.do>

③気象庁

気象情報（警報・注意報の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説）

<https://www.jma.go.jp/jp/kishojoho/>

④ため池防災支援システム

<http://sipcat.tameike.org/map/monitor/>

【添付資料】

- ・様式－１ 点検対象ため池及び点検状況整理様式（1.2.2、4.4関連）

- ・様式－2 緊急点検に係る報告様式（速報）（4.2、4.4関連）
- ・様式－3 緊急点検に係る報告様式（4.2、4.4関連）
- ・様式－4 被災状況とりまとめ報告様式（4.4関連）

制 定	平成30年7月2日	30農振第1228号	農村振興局整備部防災課長
一部改正	令和2年4月1日	元農振第3723号	農村振興局整備部防災課長
一部改正	令和3年12月10日	3農振第2009号	農村振興局整備部防災課長